

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書

※技能実習を通信制、eラーニングで実施した場合には、本内訳書の提出は不要です。

① 受講者名簿							②建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳（裏面(4)参照）				③-1受講証明 ※受講者全員分を記載すること。（裏面(5)参照）			
No.	受講者氏名	35歳未満 ※1	CCUS ※2	雇用保険被保険者番号	雇用保険料率 (1000分の)	下請名簿番号	受講日数 (日)	助成対象日数 (日)	申請額 (助成対象日数×助成日額単価) (円)	※算定額 (円) 労働局記載欄	実施日 (例:2025/1/1)	実施時刻 上段：開始時刻 下段：終了時刻	学科時間	実技時間
1												:		
2												:		
3												:		
4												:		
5												:		
6												:		
7												:		
8												:		
9												:		
10												:		
合 計												:		

※1：（雇用保険被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。なお、35歳未満の者とは訓練開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。

※2：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者は○を記入してください。

<p>所属する建設事業主団体が技能実習を実施した場合又は登録教習機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をしてください。その際、裏面の2の(5)のロの(ii)について、確認してください。</p> <p>事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入してください。③-2の記入は必要ありません。</p>	<p>③-2 受講証明</p> <p style="text-align: center;">労働局長 ※管轄する労働局名を記載してください。</p> <p>上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間の7割以上の時間を受講したことを証明します。また、裏面の2の(5)のロの(ii)について、同意します。</p> <p style="text-align: center;">証明年月日 年 月 日</p> <p>実施機関名</p> <p>代表者氏名</p> <p>連絡先電話番号</p>	<p>※備考</p>
---	--	------------

(注) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳について

1 提出上の注意

この受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書は、建設事業主が人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金の支給申請を行う場合、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）に添付してください。

2 記入上の注意

- (1) 建設事業主が、その雇用する建設労働者のみを対象に技能実習をした場合
イ ①「受講者名簿」欄は、「受講者氏名」、「雇用保険被保険者番号」及び「雇用保険料率」を記入してください。
ロ ②「建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、建設労働者技能実習コース（賃金助成）の支給申請を行う場合に、受講者のうち建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金の支給要件に該当するものについて所要の事項を記入してください。
- (2) 中小建設事業主が、上記(1)の受講者に併せて中小建設事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者を対象に技能実習を実施した場合
イ 中小建設事業主の雇用する受講者については、上記(1)のイ及びロと同様です。
ロ 下請中小建設事業主の雇用する受講者については、次により記入してください。
(イ) ①「受講者名簿」欄は、「受講者氏名」欄に下請中小建設事業主名及び受講者人数、「雇用保険料率」欄、「下請名簿番号」欄を記入してください。
(ロ) ②「建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳」欄は、記入する必要はありません。
- (3) 「助成対象日数」欄は、受講期間中に賃金を支払った日数（20日を限度とします。）を記入してください。ただし、助成対象となるのは1日に3時間以上受講した日に限ります。（1日に2時間45分以上の場合には、3時間とみなして構いません。）
- (4) 「申請額」欄は、「助成対象日数」に助成日額単価を乗じて得た額を記入してください。

日額単価は技能実習の開始日時点で雇用する雇用保険被保険者数20人以下の事業主は9,500円（建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合は10,450円）、雇用する雇用保険被保険者数21人以上の事業主は8,550円（同9,405円）となります。

- (5) 「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄
学科時間、実技時間についてはそれぞれ受講した時間を記載してください。また、学科試験・実技試験の時間も含めてください。
イ 建設事業主が自ら実施した場合

建設事業主が、自らが実施する技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10:00～17:00）、学科時間、実技時間について「③-1受講証明」欄に記載してください。

ロ 所属する建設事業主団体又は登録教習機関等に委託して実施した場合

(i) 建設事業主が、所属する建設事業主団体又は登録教習機関等に委託して技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、受講者・実施年月日ごとに、実施時刻（例 10:00～17:00）、学科時間、実技時間について「③-1受講証明」、「③-2受講証明」欄に当該実施機関の記入及び証明を受けてください。

(ii) 所属する建設事業主団体又は登録教習機関等が上記(i)の証明を行う場合は、以下について同意の上ご記載ください。
本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、平成31年4月1日以降に訓練が開始された本助成金の訓練に関し、訓練について偽りその他不正の行為により、申請事業主等が本来受けることのできない助成金を受けた場合であって、訓練実施者が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知りながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があった場合、直ちに請求金（※）を弁済すべき義務を負うこと、②訓練実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、下記訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならないことについて承諾します。

※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20%に相当する額の合計額です。